

市営墓地【いずみ墓園】合葬式墓所 貸出募集案内

※※ 皆様を同じ墓所に埋蔵する合祀墓です(墓石不要、承継不要) ※※

仙 台 市

1 申込について

【随時受付開始日】 令和8年10月1日から

【申込書配布場所】 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課

または仙台市ホームページからダウンロード

※令和8年9月8日～令和8年10月9日の間は各区役所総合案内でも配布

【申込先】 (1) 窓口の場合: 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課 開庁日の9:00から16:30まで

(2) 郵送の場合: 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所 保健管理課 あて

※ 申し込まれた方を使用者として使用を許可します。

※ 許可後に申込者および埋蔵対象者を変更することはできません。

※ 同じ方を埋蔵する目的で、個別集合墓所と合葬式墓所をどちらも申し込むことはできません。

※ 既に市営墓地を使用している場合、申込できない場合がありますので、保健管理課までお問合せください。

2 貸出墓所

【所在地】 仙台市いずみ墓園(仙台市泉区朴沢字九ノ森 1 番 1)

【貸出区】 合葬式墓所 : 29区

※ お申込前に一度墓園のご見学をお勧めします。(開園時間8:30～16:30、土・日・祝日も開園)

※ 休日、お盆、お彼岸に地下鉄泉中央駅から墓園内まで市営バスが運行されます。(1 日 2 便)

【墓所の特色等】

・合葬式墓所とは、遺骨を他の方の遺骨と一緒に埋蔵(合葬)する形式の大きなお墓です。

・お墓の承継者は不要です。

・使用者やその親族などが墓石の建立やお墓の維持管理をする必要はありません。

・市では法要等の供養は行いません。

○募集区分によって、遺骨の埋蔵方式を以下の2タイプから選択可能です。

(1) 直接合葬 : 遺骨を合葬式墓所内の合同埋蔵室に直ちに合葬する方式

(2) 10年保管後合葬 : 遺骨を合葬式墓所内の個別埋蔵室に10年間安置した後に、合同埋蔵室に合葬する方式

○同じ募集区分の中でも、埋蔵方式が選べるものと選べないものがあるので、ご確認ください。

○仙台市民(以下「市民」)で、申込日時時点で満65歳以上の方は、生前の申込み(将来自分が入るための墓所としての申込み)もできます。

○夫婦等ペアで10年保管後合葬を申込み場合(次ページ募集区分 B・C)、2体目が個別埋蔵室に埋蔵されてから10年後に2体あわせて合同埋蔵室に合葬します。遺骨は個別埋蔵室での安置期間中及び合同埋蔵室への合葬後ともに隣同士に並べます。

○埋蔵された方のお名前・生没年月日を刻字した記名板(縦 4.5×横 12.5 cm)を設置することもできます。設置されるのは納骨後になります(別料金、許可後に追加で申し込むこともできます)。

《記名板イメージ》

※実際の刻字箇所は灰色に近い見た目です。



申込書の名簿欄に記入された生年月日及び没年月日で作成します。

石板に彫刻するため設置後の修正はできませんので、お間違いのないようご記入ください。

3 申込資格・必要書類・金額 等

申込みを検討している方は、ご自身が募集区分の(A)～(F)のいずれかに当てはまることを確認してください。

○本項目中の「基準日」とは、申込日を指します。

○本項目中の「親族」とは、配偶者（パートナーシップ制度をご利用の方、事実婚の方を含みます）並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族のことを指します。パートナーシップ制度をご利用の方、事実婚の方は添付書類等が異なりますので担当課までご相談ください。

○本項目中の「市営墓地」とは北山霊園・葛岡墓園・いずみ墓園を指します。

○記名板の設置を希望する場合は、埋蔵する遺骨1体あたり記名料 29,000 円（F区分は 43,500 円）が別にかかります。

<注意!>次の場合は、申込みは無効となります。

①申込み資格がないとき

②同一の埋蔵対象者について、複数の方から申込みがあったとき

③必要な記載事項が記入されていない・内容が明確でなかったうえ保健管理課からの確認にも返答がなかったとき

④その他虚偽の申込みをしたとき

募集区分	人数(遺骨数)	埋蔵方式	永代使用料	永代管理料	必要書類　<注意>提出いただいた書類等は、原則返却できませんのであらかじめご了承ください。
市民(基準日時点で満65歳以上の方)が、ご自身のため使用するとき	—	—	—	—	—
(A)ご自身のみ使用するとき	生前申込み 1名	直接合葬	38,000 円	9,400 円	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの
		10年保管 後合葬	44,000 円	45,400 円	
	生前申込み 2名 (計2体)	10年保管 後合葬	88,000 円 (44,000 円×2名分)	90,800 円 (45,400 円×2名分)	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者及び埋蔵対象者の住民票【原本】 ・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・戸籍謄本等【原本】・・・申込者と埋蔵対象者の続柄がわかるもの ※同一世帯に限り、世帯全員の本籍・続柄の記載のある住民票でも可
(B)ご自身と基準日時点で満65歳以上の親族1名(市民)のために使用するとき	生前申込み 2名 (計2体)	10年保管 後合葬	88,000 円 (44,000 円×2名分)	90,800 円 (45,400 円×2名分)	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・戸籍謄本等【原本】・・・申込者と埋蔵対象者の続柄がわかるもの ・以下のうちどちらか 〔遺骨が他の墓所に埋蔵されていない場合・・・埋蔵対象者の埋火葬許可証の写し 遺骨が既に他の墓所に埋蔵されている場合・・・墓地の管理者が発行する埋蔵(収蔵)証明書等の写し〕 ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
(C)ご自身と、既に保有している親族の遺骨1体(市営墓地以外の墓に既に埋蔵されている遺骨を含む)のために使用するとき	生前申込み 1名+遺骨1体 (計2体)	10年保管 後合葬	88,000 円 (44,000 円×2名分)	90,800 円 (45,400 円×2名分)	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・戸籍謄本等【原本】・・・申込者と埋蔵対象者の続柄がわかるもの ・以下のうちどちらか 〔遺骨が他の墓所に埋蔵されていない場合・・・埋蔵対象者の埋火葬許可証の写し 遺骨が既に他の墓所に埋蔵されている場合・・・墓地の管理者が発行する埋蔵(収蔵)証明書等の写し〕 ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
		10年保管 後合葬	88,000 円 (44,000 円×2名分)	90,800 円 (45,400 円×2名分)	
	生前申込み 1名+遺骨1体 (計2体)	10年保管 後合葬	88,000 円 (44,000 円×2名分)	90,800 円 (45,400 円×2名分)	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・戸籍謄本等【原本】・・・申込者と埋蔵対象者の続柄がわかるもの ・以下のうちどちらか 〔遺骨が他の墓所に埋蔵されていない場合・・・埋蔵対象者の埋火葬許可証の写し 遺骨が既に他の墓所に埋蔵されている場合・・・墓地の管理者が発行する埋蔵(収蔵)証明書等の写し〕 ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
(D)市民が、既に保有している親族の遺骨(市営墓地以外の墓に既に埋蔵されている遺骨を含む)のため使用するとき ※(E)(F)も必ずご確認ください	1 体	直接合葬	38,000 円	9,400 円	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・戸籍謄本等【原本】・・・申込者と埋蔵対象者の続柄がわかるもの ・以下のうちどちらか 〔遺骨が他の墓所に埋蔵されていない場合・・・埋蔵対象者の埋火葬許可証の写し 遺骨が既に他の墓所に埋蔵されている場合・・・墓地の管理者が発行する埋蔵(収蔵)証明書等の写し〕 ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
		10年保管 後合葬	44,000 円	45,400 円	
	複数体	直接合葬	38,000(×体数) 円	9,400(×体数) 円	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・仙台南墓園使用許可証の写し(埋葬者一覧も含む) ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
(E)市民が、現在使用中の市営墓地の返還と、埋蔵されている遺骨の改葬のため使用するとき	1 体～複数体	直接合葬	一般墓所又は芝生墓所 使用中⇒38,000 円	一般墓所又は芝生墓所使 用中⇒9,400(×体数) 円	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・仙台南墓園使用許可証の写し(埋葬者一覧も含む) ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
			個別集合墓所を使用中⇒一区画につき 47,400 円	個別集合墓所を使用中⇒一区画につき 66,400 円	
(F)市民ではないが、現在使用中の市営墓地の返還と、埋蔵されている遺骨の改葬のため使用するとき	1 体～複数体	直接合葬	一般墓所又は芝生墓所 使用中⇒57,000 円	一般墓所又は芝生墓所使 用中⇒9,400(×体数) 円	・合葬式墓所用　いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)・・・必要事項をご記入ください。 ・申込者の住民票【原本】・・・本籍の記載があり、マイナンバーの記載のない発行から3か月以内のもの ・仙台南墓園使用許可証の写し(埋葬者一覧も含む) ・【記名板を申込む場合】記名対象の埋蔵対象者の生年月日、没年月日を必ずご記入ください。
			個別集合墓所を使用中⇒一区画につき 66,400 円	個別集合墓所を使用中⇒一区画につき 66,400 円	

4 申込後の流れ

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 資格審査・添付書類の確認 | : 申込(郵送着)後、当日～数日程度 |
| (2) 使用料等の納付書発送 | : 申込日から10日～2週間程度で発送 |
| (3) 使用許可証の発送 | : 使用料等の納付日から2週間程度 |

5 納入方法

審査終了後に永代使用料と永代管理料および記名料(記名板を申し込んだ方のみ)の納入通知書を発送しますので、発行日から2週間以内に最寄りの指定金融機関で一括納入してください。

期限までに納入されない場合、貸出資格の喪失となり、墓所を使用することはできません。

※一度納入した後の申請の取り下げや辞退はできません。納入された使用料等の返還もできませんので、お支払い前に、よくご家族・ご親族と十分にご相談してください。

6 墓園使用許可証の交付(発送)

保健管理課で永代使用料と永代管理料の納入が確認できた方から、順次、簡易書留で郵送いたします。

納入後2週間を過ぎても届かない場合は、保健管理課までご連絡ください。(TEL:022-214-8204)

※金融機関の窓口でお支払いいただいた日から保健管理課で納入の確認ができるまで、1週間～10日程かかりますので、ご了承ください。

7 墓所の使用

使用許可証がお手元に届いた日から遺骨の埋蔵ができます(管理事務所への予約が必要です)。

8 墓所の返還

合葬式墓所に納骨した後は、原則として、墓所の返還(使用廃止)はできません。

ただし、「10年保管後合葬の場合で、個別埋蔵室での安置期間中であるとき」は、保健管理課にご相談ください。

<注意> 使用許可を受けた後は、墓所を未使用の場合でも永代使用料(記名板を申し込まれた場合は記名板代の使用料を含む。以下同じ)・永代管理料はお返しできません。ただし、使用許可を受けた日から3年以内の返還の場合のみ永代使用料及び永代管理料の半額をお返しします。

9 使用許可の取り消し

次に該当する場合は、使用許可証交付後であっても使用許可を取り消すことがあります。

- ① 現に保有する遺骨を埋蔵するために合葬式墓所の使用許可を受けた者が、使用許可を受けた日から起算して1年を経過しても遺骨の埋蔵を完了しないとき
- ② 墓所を無断で譲渡したとき
- ③ 遺骨の埋蔵以外の目的で使用したとき
- ④ その他仙台市霊園条例等に違反したとき

10 注意事項

- 遺骨を埋蔵する時以外は墓所の中(受付ホール)には立ち入れません。
- 焼香台、献花台は供用となりますので、譲り合ってお使いください。
- 遺骨は乾燥した状態で持ち込む必要があります。改葬の際はご注意ください。

11 個人情報について

申込の際に収集した個人情報は、墓地貸出事務及び墓地管理事務に利用します。

また、墓地を管理する(公財)仙台市公園緑地協会に情報の一部を提供します。

問い合わせ先:健康福祉局 保健管理課 墓園管理係(TEL:022-214-8204)